

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第30条の5第1項において、組合の常勤理事等は他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならないが、農林水産省令で定める場合は兼職等が認められている。農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「農協法施行規則」という。）においては、農業委員会の委員となる場合（農協法施行規則第79条第1項第1号ロ）、組合の子会社又は複数の組合及び農林中央金庫が100分の50を超える議決権を有する会社の非常勤の役員となる場合（同号チ）等について、兼職を認めている。

今般、組合の常勤理事等が農地利用最適化推進委員となる場合についても、農業委員会の委員と同様、当該職務が常勤理事等の職務専念を妨げず、かつ、農業の振興にとって不可欠なものであることから、兼職できるよう改正する。また、農協系統組織が議決権の全部を有する会社が100分の50を超える議決権を有する会社の非常勤の役員についても、当該会社は実質的には農協系統組織と変わらないことから、農協系統内の事業運営の円滑化のため、兼職できるよう改正する。

- (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第304条の規定により、規模が大きい特定保険募集人（保険業法第303条に基づき、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第236条の2で定める要件を満たす保険募集人）に該当する保険代理店については、事業報告書の作成・提出が義務付けられている。規模が大きい共済代理店（農協法第11条の25第1項において読み替えて準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第303条に基づき、農協法施行規則第22条の2で定める要件を満たす共済代理店）についても、準用保険業法第304条の規定により、事業報告書の作成・提出が義務づけられており、農協法施行規則第22条の5において、当該事業報告書は同令別紙様式第1号(1)又は(2)により作成することと定めている。

今般、令和4年7月に行われた保険業法施行規則の改正に準じて、様式の改正を行う。

- (3) 農協法第54条の2において、組合は事業年度ごとに業務報告書を行政庁に提出することとされており、同法第10条第1項第3号の事業（組合員の貯金又は定期積金の受入れ）を行う農業協同組合については、農協法施行規則別紙様式第6号(1)により、業務報告書を提出することと定めている（同令第202条第3項第1号）。

当該業務報告書中、役員数について、女性役員登用の意識をより高めるため、女性の内数を表記するよう、様式の改正を行う。

- (4) その他所要の改正を行う。

2 施行期日

当該省令の公布の日。ただし、1(2)の改正は、令和6年3月31日以後に終了する事業年度に係る事業報告書から適用する。